

授業科目名	行政法Ⅰ（行政過程論）【20台】 行政過程論【19台以前】	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	山下 義昭	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

この授業では、個々の行政活動の意義・法的性質に関する基礎的理解を前提として、これらの行政活動の適法性・違法性を、諸法令その他内部規範に照らし、どのように判定すべきかについて学ぶ。また、違法な行政活動に対する争訟手段の概要についても学ぶ。

到達目標

- (1) 個々の行政活動（行政処分、執行行為、行政指導、行政立法、行政計画等）の意義・法的性質を説明できる。
- (2) 行政活動に適用される諸法令および内部規範を体系立てて説明できる。
- (3) 個別事案における行政活動の適法要件を、根拠法令および手続法等に照らして説明できる。
- (4) 違法な行政活動に対する争訟手段について説明できる。

成績評価基準および方法

定期試験および小テストの結果によって成績評価を行う。それぞれに対する評価の割合は、定期試験 70%、小テスト 30%とする。成績評価は上記達成目標の達成度を基準として行う。

テキストおよび参考文献

櫻井敬子・橋本博之『行政法』〔第6版〕（弘文堂 2016年 ISBN 978-4-335-35797-8 3,300円）をテキストとして使用する。参考書として『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔第7版〕（有斐閣 2017年 ISBN 978-4-641-11535-4 2,300円；ISBN 978-4-641-11536-1 2,300円）を用いる。また、その他必要な資料は事前にコピーを配布する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

この授業は、主として、講義形式で行う。また、学生の理解度および問題意識確認のため、小テストを実施する。教科書等の予習の範囲については事前にアサインメントおよび設例課題を配付して指示する。受講者は事前にアサインメントおよび設例課題で示された事項を十分予習しているものとして授業を進める。授業では、予習により容易に理解できるはずのことについて改めて説明せず、設例課題の検討、予習内容の確認、訂正、補充説明、掘り下げ・発展を中心として行う。毎週授業後（当日が望ましい）授業内容の復習をすること。予習時間の目安は3時間程度、復習時間は1時間程度。

授業計画および内容等

第1回	導入	まず行政法の体系（行政組織法、行政作用法、行政救済法）を概観する。その上で、本授業の対象は、主として行政作用法分野であること、並びに、講義計画の詳細（予習の指示を含む）について説明する。
第2回	法治主義と法の一般原則	行政法の根本にある法治主義と、比例原則、平等原則、信義則等の法の一般原則についての理解を図る。
第3回	行政処分(1)	行政処分（行政行為）概念は、取消訴訟の対象という観点から把握することについて説明し、また、不可争力、公定力等、行政処分の特別の効力、これらが認められる根拠、その限界等についての理解を図る。
第4回	行政処分(2)	行政裁量の意義、実例、並びに、その法的規律について説明する。その上で、司法審査の手法としての、手続法的コントロール、実体法的コントロールについての理解を図る。後者については、裁量の逸脱・濫用のコントロールの外、判断過程のコントロールについても検討する。

第5回	行政処分(3)	行政行為の瑕疵と行政行為の無効の概念について説明する。その上で、取消原因と無効原因の区別に関する学説、判例を検討し、特に、「重大明白な瑕疵」に関する判例理論の理解を図る。
第6回	行政処分(4)	講学上の分類である取消と撤回の意義について説明し、法令上の根拠の要否、取消権・撤回権の制限、行政手続法との関係、補償の要否、上級庁の取消権の有無等の問題について検討する。
第7回	行政手続(1)	行政手続の一般的意義、行政手続の憲法上の根拠、行政手続法の構造について概説する。その上で、行政手続法の「申請に対する処分」に関する手続、届出に関する手続規律の規範的意味について検討する。
第8回	行政手続(2)	行政手続法の「不利益処分」に関する手続規律の規範的意味、特に、聴聞手続の構造、手続違反になる場合について検討する。また、手続法違反（手続的瑕疵）と処分の効力の関係についての理解を図る。（なお、行政指導手続については、行政指導のトピックで取り扱う。）
第9回	行政指導	行政指導の意義、法的性質について説明し、主として行政手続法による規律（実体的、手続的規律）について検討する。また、違法な指導に対する救済方法（取消訴訟、損害賠償）についても検討する。
第10回	行政契約	現代行政における行政契約の意義・機能、類型等について説明する。その上で、準備行政、給付行政、規制行政、行政上の事務に関する契約に関する法解釈上の問題点を、各契約類型の特質をふまえて検討する。
第11回	行政立法	行政立法の実例、意義・機能、憲法上の根拠、類型（法規命令と行政規則）等について説明する。その上で、委任立法の限界、行政規則の外部化現象等、行政立法をめぐる法解釈上の問題を検討する。
第12回	行政計画	行政計画の意義、法的性質、類型（特に、外部的効果をもつ計画と内部的効果にとどまる計画）等について説明する。その上で、外部的効果をもつ計画について、計画裁量と法的規制、違法な計画に対する取消訴訟の可能性、民事訴訟での対応等について検討する。
第13回	行政上の履行確保の手段(1)	行政上の義務の類型と履行強制手段との対応、並びに、現行（行政上の）強制執行の法システムについて概説する。その上で、行政代執行、強制徴収、直接強制、即時強制について、執行のための要件、執行手続、救済手段についての理解を図る。また、民事執行法の適用可能性についても検討する。
第14回	行政上の履行確保の手段(2)	行政刑罰、秩序罰の意義、機能、法令の根拠、科罰手続、併科の可否等の問題について説明し、その他の制裁（公表、許認可の停止、取消等）の適法要件、違法な制裁に対する救済方法等について検討する。
第15回	行政調査	行政調査の意義、即時強制との異同について説明し、法令の根拠の要否、強制調査における実力行使の可否、行政調査に瑕疵があった場合、それに基づく行政決定の効力等の問題を検討する。
関連 URL		
備考欄		